

瀬戸市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

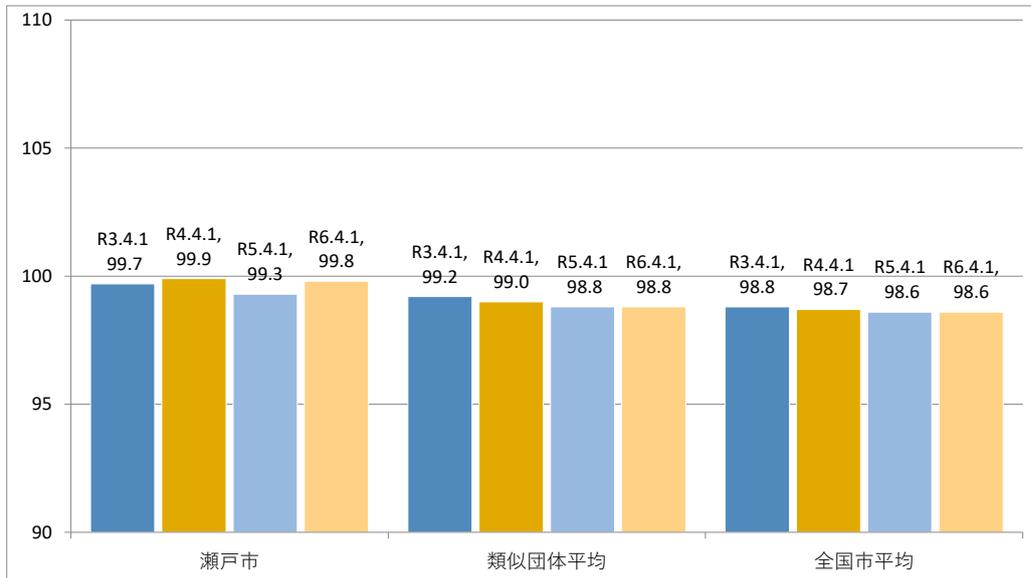
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日時点)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	127,411 人	44,716,108 千円	2,163,211 千円	7,080,563 千円	15.8 %	15.7 %

(2) 職員給与等の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 (Ⅲ-2) 平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	726 人	2,733,554 千円	755,283 千円	1,113,868 千円	4,602,705 千円	6,339 千円	6,041 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日

【内容】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、改定を実施した。

平成27年4月1日に実施した給料表改定に伴う影響を緩和するため、平成30年3月31日までの経過措置（現給保障）を引き続き実施した。

② 地域手当の見直し

【支給割合】国基準6%に対し、瀬戸市においても6%を支給。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瀬戸市	40.5歳	310,320円	398,079円	361,278円
愛知県	41.5歳	324,046円	430,566円	377,192円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.7歳	321,441円	394,744円	357,120円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
瀬戸市	55.2歳	34人	340,624円	397,387円	369,149円	—	—	—	—
うち 清掃職員	54.4歳	15人	343,420円	431,676円	377,799円	廃棄物処 理業	47.7歳	314,900円	1.37
うち 学校給食員	57.0歳	5人	350,880円	377,433円	371,933円	調理士	42.6歳	287,700円	1.31
うち 用務員	55.6歳	11人	334,427円	367,768円	360,708円	用務員	49.1歳	244,800円	1.50
その他	54.6歳	3人	332,267円	367,795円	352,203円	—	—	—	—
愛知県	52.3歳	160人	302,882円	367,255円	340,299円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	54.0歳	36人	310,884円	347,001円	325,463円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
瀬戸市	-	-	-
うち 清掃職員	7,031,848円	4,376,300円	1.61
うち 学校給食員	6,395,756円	3,797,800円	1.68
うち 用務員	6,078,956円	3,297,300円	1.84
その他	6,081,490円	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～5年の3ヵ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		瀬戸市	愛知県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	207,300円	196,200円
	高校卒	170,900円	175,000円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	163,300円	-
	中学卒	155,300円	150,600円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況（令和6年4月1日現在）

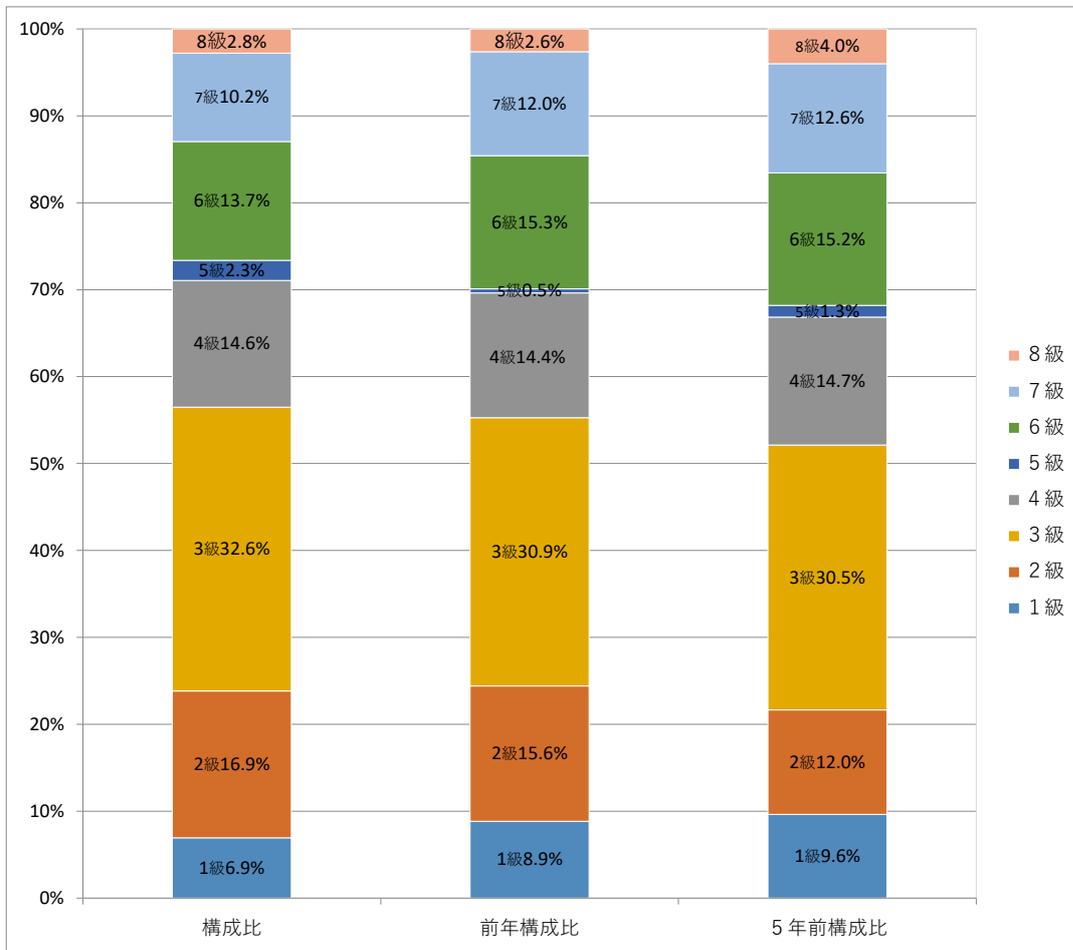
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,033円	353,225円	394,300円	415,960円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	339,300円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

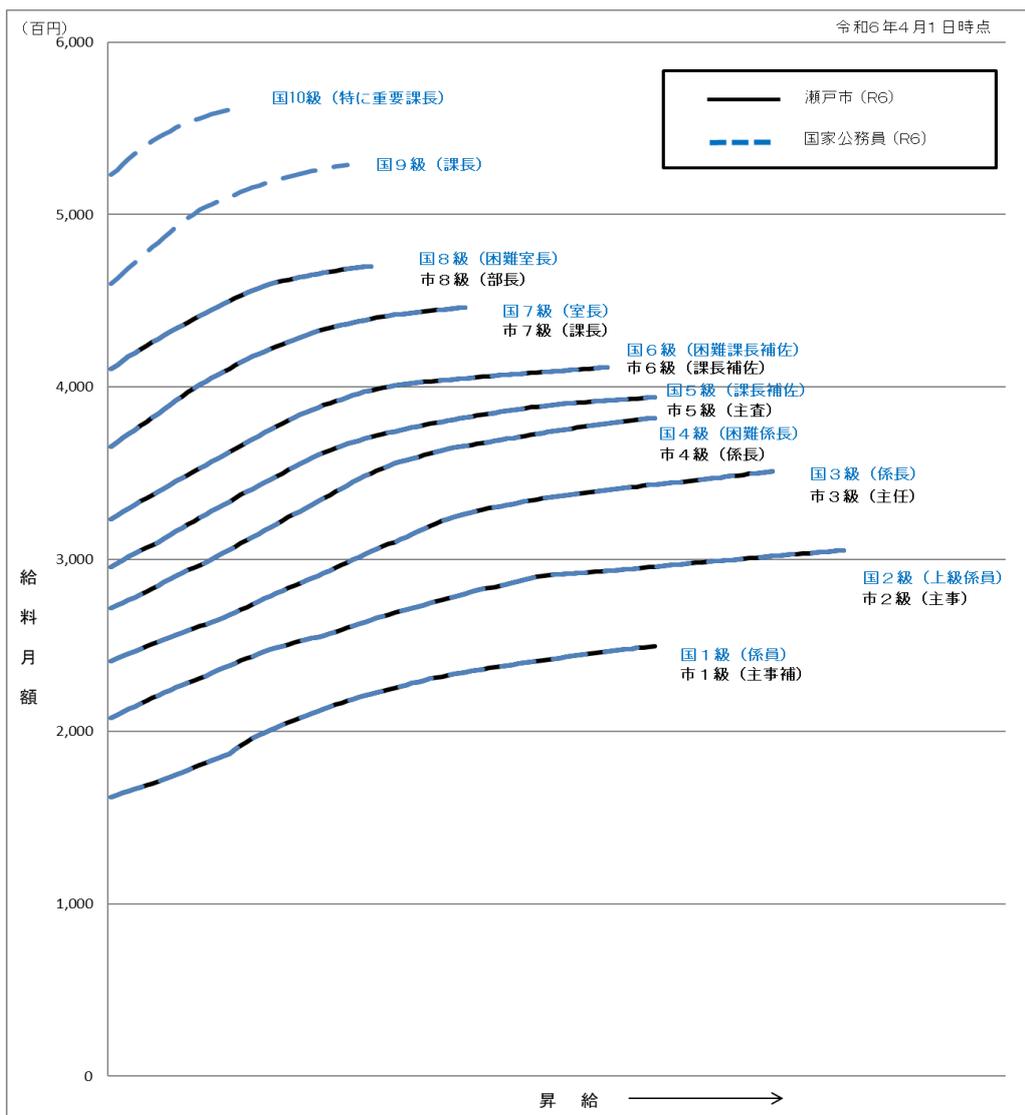
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	30人	6.9%	183,500円	258,100円
2級	主事	73人	16.9%	230,000円	308,500円
3級	主任	141人	32.6%	261,300円	354,700円
4級	係長	63人	14.6%	287,300円	386,100円
5級	上級係長	10人	2.3%	309,800円	398,200円
6級	課長補佐	59人	13.7%	335,000円	415,700円
7級	課長	44人	10.2%	373,400円	450,900円
8級	部長	12人	2.8%	415,600円	475,000円

(注) 1 瀬戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（瀬戸市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

瀬戸市	愛知県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,455千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,784千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20% 管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）（瀬戸市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

瀬戸市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)			定年前早期退職特別措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額	5,606千円	12,315千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		190,521千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		230,098円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
市内	6%	828人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	20,966千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	113,945円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	22.4%
手当の種類（手当数）	13

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に 対する支給単価
臨戸徴収・収納手当	税務課・国保年金課・クリーンセンター・環境課・下水道課の職員	出張先における市税その他徴収金の徴収事務	0千円	日額200円
感染症防疫手当	健康課の職員	消毒作業	0千円	1回300円
	環境課の職員	駆除作業	0千円	日額200円
	該当する職員 (新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫手当の特例)	新型コロナウイルス感染症患者等との接触がない消毒作業	0千円	日額3,000円
新型コロナウイルス感染症患者等への接触を伴う救急搬送、消毒作業		300千円	日額4,000円	
ボイラー業務手当	ボイラーを必要とする所属の職員	ボイラーの取扱いの作業	42千円	日額100円
消火等業務手当	消防職員	救急業務、救助業務又は消火業務	3,080千円	1回200円
	救急救命士	救急業務	3,799千円	1回300円
旅行者収容手当	社会福祉課の職員	行旅病人の収容業務	0千円	1回1,000円
		行旅死亡人の処理業務	0千円	1回3,000円
廃棄物処理業務手当	クリーンセンター・資源リサイクルセンターの職員	ごみの収集若しくは運搬若しくは埋立てその他の方法による処理又はし尿処理作業	2,993千円	日額700円
	環境課・クリーンセンター・資源リサイクルセンターの職員	犬、猫等の死体処理作業	173千円	1頭400円
下水道業務手当	浄化センター管理事務所の職員	浄化センター管理事務所における下水処理作業	13千円	日額700円
	維持管理課の職員	排水路の汚泥のしゅんせつ及びその他の処理作業	0千円	日額700円
用地交渉手当	用地取得を目的として交渉を行う職員	用地取得を目的とする事務	27千円	日額300円
公害防止等業務手当	該当する職員	公害防止に関する管理業務	0千円	日額100円
電気主任技術者業務手当	電気主任技術者を必要とする所属の職員	電気業務	0千円	日額100円
夜間特殊業務手当	該当する所属の職員	暦日を異に勤務時間が割り振られている連続勤務のうち、勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休日でない場合	3,535千円	1回600円
		暦日を異に勤務時間が割り振られている連続勤務のうち、勤務日のいずれかが土曜日、日曜日又は休日である場合	3,696千円	1回1,100円
		暦日を異に勤務時間が割り振られている連続勤務のうち、勤務日のいずれも土曜日、日曜日又は休日である場合	3,133千円	1回1,600円
外国勤務手当	該当する所属の職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地において行う業務	0千円	月額403,800円 (H17.4.1現在)
緊急呼出手当	該当する所属の職員	緊急の呼出しを受けて行う業務	176千円	1回500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	232,899千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	380千円
支給実績（令和4年度決算）	246,106千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	384千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		
扶養手当	扶養親族たる配偶者、父母等 6,500円 ※行政職給料表8級の職員は、3,500円	同		71,750千円	238,373円		
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円						
	扶養親族たる子のうち満16歳から満22歳までの子1人につき 5,000円加算						
住居手当	借家居住者(家賃16,000円を超える者)	16,001円～27,000円	家賃月額-16,000円	49,010千円	278,468円		
		27,001円～60,999円	(家賃月額-27,000円)÷2+加算額11,000円 ※下線部の上限月額は17,000円				
		61,000円	28,000円				
通勤手当	交通機関利用者	1か月当たりの運賃相当額55,000円以下の場合(6ヶ月定期相当額を半年ごとに支給)		66,579千円	95,523円		
	交通機関利用者以外	1か月当たりの運賃相当額55,000円を超える場合(55,000円×6か月=330,000円を半年ごとに支給)					
管理職手当	部長級	部長・消防長	105,000円	異	職位職階	159,988千円	730,538円
		議会議務局長・行政委員会事務局長・会計管理者・消防次長・消防署長	97,000円				
		部次長・参事・危機管理監	85,000円				
	課長級	課長・室長・行政委員会事務局長次長・公所(支所等)長・消防署副署長	75,000円				
		主幹	61,000円				
	課長補佐級	課長補佐・室長補佐・企画補佐・公所(保育園等)長・消防司令(代決権有)	51,000円				
		専門員・消防司令(代決権無)	46,000円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、 週休日、休日等に勤務した場合 (部長級:1回10,000円、課長級:1回8,500円、 課長補佐級:1回7,000円)	同		1,292千円	12,795円		

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市長	991,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,076,000円 / 884,000円	
	副市長	814,000円	883,000円 / 708,000円	
	教育長	724,000円		
報 酬	議長	550,000円 (円)	630,000円 / 452,000円	
	副議長	482,000円 (円)	550,000円 / 390,000円	
	議員	452,000円 (円)	520,000円 / 370,000円	
期 末 手 当	市長 副市長 教育長	(令和5年度支給割合) 3.40月分		
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.40月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×勤続年数×4.7	18,630,800	任期ごとに支給
	副市長	給料月額×勤続年数×3.1	10,093,600	任期ごとに支給
	教育長	給料月額×勤続年数×2.3	4,995,600	任期ごとに支給
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月、教育長は3年=36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

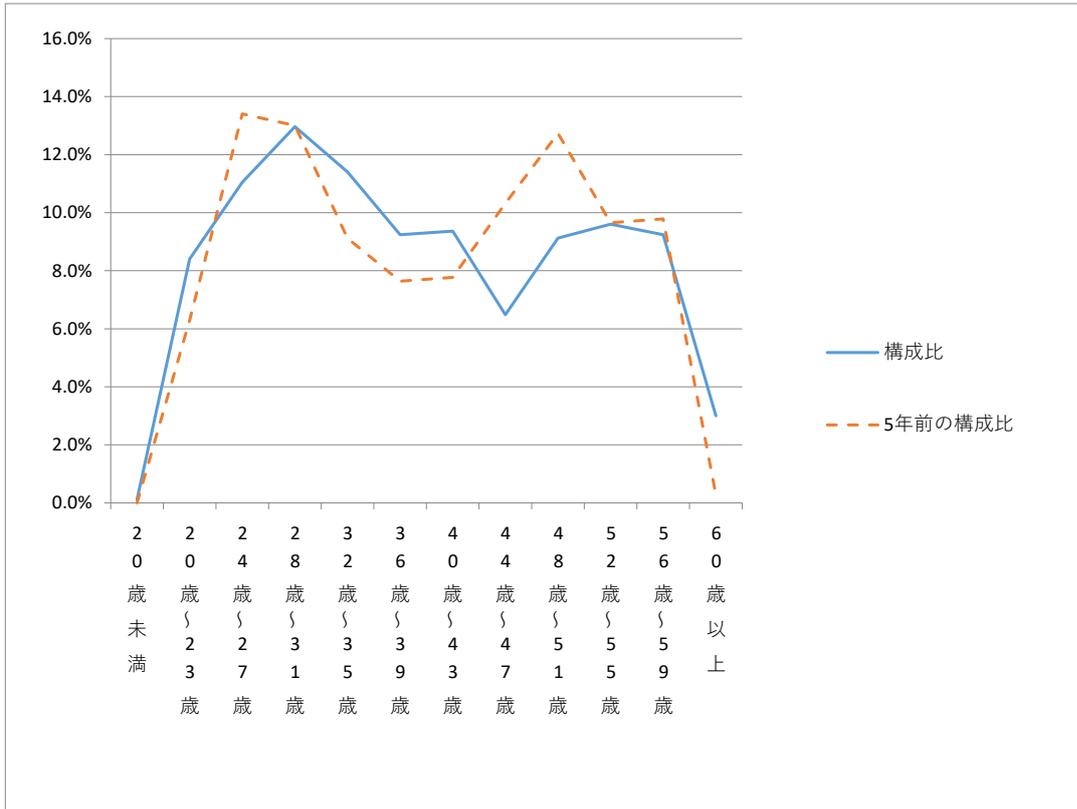
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	6	6	0	
	総務	168	171	3	戸籍窓口業務の体制強化及び畜産施設の長寿命化に伴う職員配置による増員
	税務	42	45	3	税金収納の体制強化及び定額減税対応に伴う職員配置による増員
	農水	8	9	1	農業振興の体制強化に伴う職員配置による増員
	商工	28	27	-1	企業支援の体制見直しに伴う職員配置による減員
	土木	57	57	0	
	民生	180	189	9	社会福祉政策の体制強化、医療的ケア児受入の体制強化及び国保年金窓口の体制強化に伴う職員配置による増員
	衛生	56	59	3	資源リサイクルセンター資源物収集の体制強化及びクリーンセンターし尿処理の体制強化に伴う職員配置による増員
	計	545	563	18	<参考>令和6年1月1日時点の人口 127,411 人 人口1万当たり職員数 44.2 人 類似団体の人口1万当たり職員数 52.22 人
	教育部門	48	53	5	スクールソーシャルワーカーの体制強化及び学校教育事務・施設管理の体制強化に伴う職員配置による増員
消防部門	133	137	4	再任用短時間勤務職員から常勤職員への配置替え等による増員	
小計	726	753	27	<参考> 人口1万当たり職員数 59.1 人 類似団体の人口1万当たり職員数 70.16 人	
公営企業等	水道	25	27	2	再任用短時間勤務職員から常勤職員への配置替え及び水道事業工務の体制強化に伴う職員配置による増員
	下水道	16	16	0	
	その他	37	37	0	
	小計	78	80	2	
合計		804	833	29	<参考> 人口1万当たり職員数 65.4 人
		[824]	[824]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	70人	92人	108人	95人	77人	78人	54人	76人	80人	77人	25人	833人

(3) 職員数の推移

部門 \ 区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	484	486	494	502	545	563	79 (116.3%)
教育	52	51	49	44	48	53	1 (101.9%)
消防	132	132	131	131	133	137	5 (103.8%)
普通会計	668	669	674	677	726	753	85 (112.7%)
公営企業等会計	78	77	74	77	78	80	2 (102.6%)
総合計	746	746	748	754	804	833	87 (111.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	令和4年度の総費用に占める職員 給与費比率
令和5年度	2,311,697千円	236,570千円	163,502千円	7.1%	9.6%

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和5年度	人 29	千円 102,931	千円 25,124	千円 40,211	千円 168,266	千円 5,802	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数及び給与費は、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
瀬戸市	44.6歳	344,762円	464,670円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

公営企業		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,340千円		1,455千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~20%		役職加算 5~20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当（令和6年4月1日現在）

公営企業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)			定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	支給なし	支給なし	1人当たり平均支給額	5,606千円	12,315千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

③ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		6,574千円	
支給1人当たり平均支給額（令和5年度）		219,122円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
市内	6%	30人	6%

④ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		19千円	
支給1人当たり平均支給額（令和5年度）		1,156円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		53.3%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称及び主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に 対する支給単価
出張先における水道料金の徴収事務 （市長が定める施設内における事務を除く。）	水道課の職員	0千円	日額200円
停水措置業務	水道課の職員	0千円	日額300円
用地交渉業務（用地取得を目的とする事務に限る。）	用地取得を目的として 交渉を行う職員	0千円	日額300円
電気事業法の規定により選任された 電気主任技術者が行う電気業務	電気主任技術者を 必要とする所属の職員	0千円	日額100円
浄水場管理事務所において勤務 時間を変更され、若しくは延長 され、又は日曜日以外の日をも って勤務を要しない日とされた 職員が行う業務 （暦日を異に勤務時間が割り振 られている連続勤務に限る。）	勤務日がいずれも土曜日、 日曜日又は休日でない場合	0千円	1回600円
	勤務日のいずれかが土曜日、 日曜日又は休日である場合	0千円	1回1,100円
	勤務日のいずれも土曜日、 日曜日又は休日である場合	0千円	1回1,600円
緊急の呼出しを受けて行う業務	該当する所属の職員	19千円	1回500円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	7,974千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	347千円
支給実績（令和4年度決算）	7,849千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	341千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他手当

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族たる配偶者、父母等 6,500円 ※行政職給料表8級の職員については、3,500円		同		3,119千円	183,448円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円					
	扶養親族たる子のうち満16歳から満22歳までの子1人につき 5,000円加算					
住居手当	借家居住者（家賃16,000円を超える者）	16,001円～27,000円	家賃月額-16,000円	同	1,008千円	336,000円
		27,001円～60,999円	(家賃月額-27,000円)÷2+加算額11,000円 ※下線部の上限月額は17,000円			
		61,000円	28,000円			
通勤手当	交通機関利用者	1か月当たりの運賃相当額5,500円以下の場合 (6か月定期相当額を半年ごとに支給)		同	2,916千円	100,543円
	交通機関利用者以外	1か月当たりの運賃相当額55,000円を超える場合 (55,000円×6か月=330,000円を半年ごとに支給)				
管理職手当	部長級	部長	105,000円	同	3,516千円	703,200円
		部次長参事	85,000円			
	課長級	課長公所長	75,000円			
		主幹	61,000円			
	課長補佐級	課長補佐	51,000円			
		専門員	46,000円			